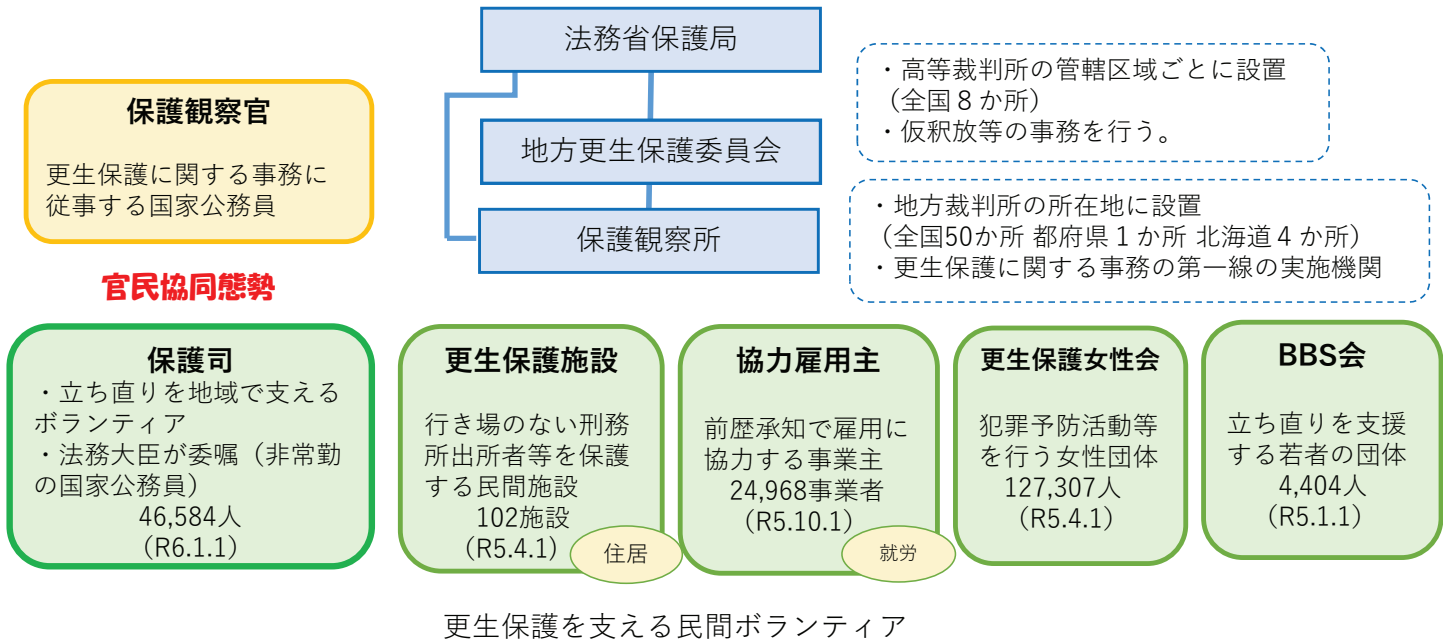


更生保護の実施体制

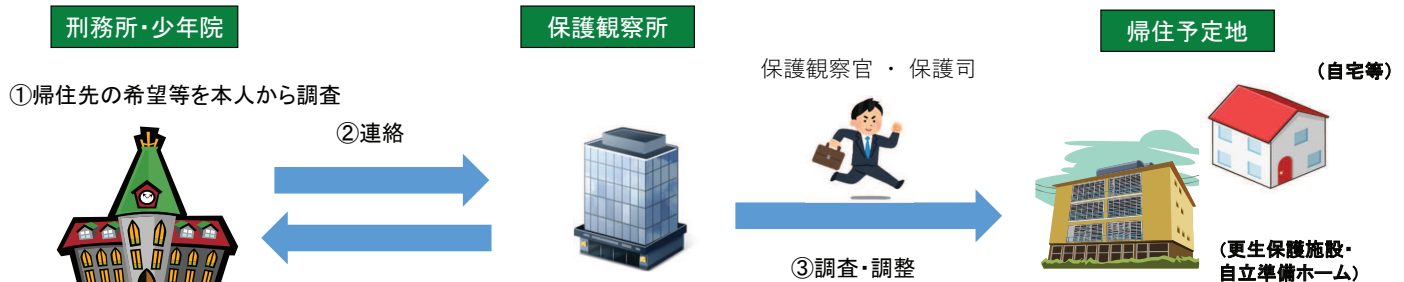
犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会の中で支え、その再犯を防止し、安心・安全な地域社会を作る。



生活環境の調整

刑の執行のため刑事施設に収容されている者、保護処分執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先、その他の生活環境の調整を行うものとする。

(更生保護法第82条・抜粋)



- ・本人が希望する帰宅予定地や近隣の状況を確認する。
- ・家族や引受人の意思を確認し、更生支援の理解・協力を求める。
- ・釈放後の就労先等を確保する。
- ・改善更生を妨げるおそれのある問題を調整する。

保護観察の方法

保護観察対象者の改善更生を図ることを目的とし、指導監督及び補導援護を行うことにより、実施する。

(更生保護法第49条)

指導監督

- ・面接その他の適当な方法により保護観察対象者との接触を保ち、生活状況を把握する。
- ・「遵守事項（約束事）」を守って、生活・行動するよう必要な指示や措置をとる。
- ・特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施する。

※ 保護観察対象者には、保護観察期間中、遵守事項を守る義務が課される。

補導援護

- ・適切な住居等が得られるよう援助する。
- ・医療や療養、就職、教養訓練を得られるように援助する。
- ・生活環境の改善や調整を行う。
- ・社会生活に適応させるための生活指導（SST等）を行う。



更生緊急保護について

概要

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
 - 保護観察に付されない執行猶予者
 - 起訴猶予者
 - 罰金又は科料の言渡しを受けた者
 - 少年院退院者・仮退院期間満了者 など
- ※本人からの申出が必要

措置内容

- 宿泊場所の供与(更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託)
 - 金品の給貸与(食事・衣料の給与等)
 - 宿泊場所への帰宅援助(旅費給与)
 - 社会生活に適応させるために必要な生活指導(継続的な面接等)など
- ※ 改善更生のために必要かつ相当な限度

刑務所出所者等の居住支援

更生保護施設



自立準備ホーム

・明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で102施設（男性施設87・女性施設7・男女施設8）が運営されている。

（令和5年4月1日現在：収容定員総計2,399人）

・行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えたり、福祉サービス等の利用が調整できるまでの数か月間（1人当たりの平均在所期間は80.0日/令和4年度）収容保護し、専門の職員が24時間365日体制で自立に向けた生活指導等を実施する。

・**法務省の認可施設（民間施設）**で、委託費を支給する。

・平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始。

・あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を宿泊場所として活用するもの。⇒ **宿泊場所のことを「自立準備ホーム」と呼ぶ。**

・保護観察所からの委託により、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供（食事の提供も可能）する。

・全国で506事業者が登録（R5.4.1現在）。

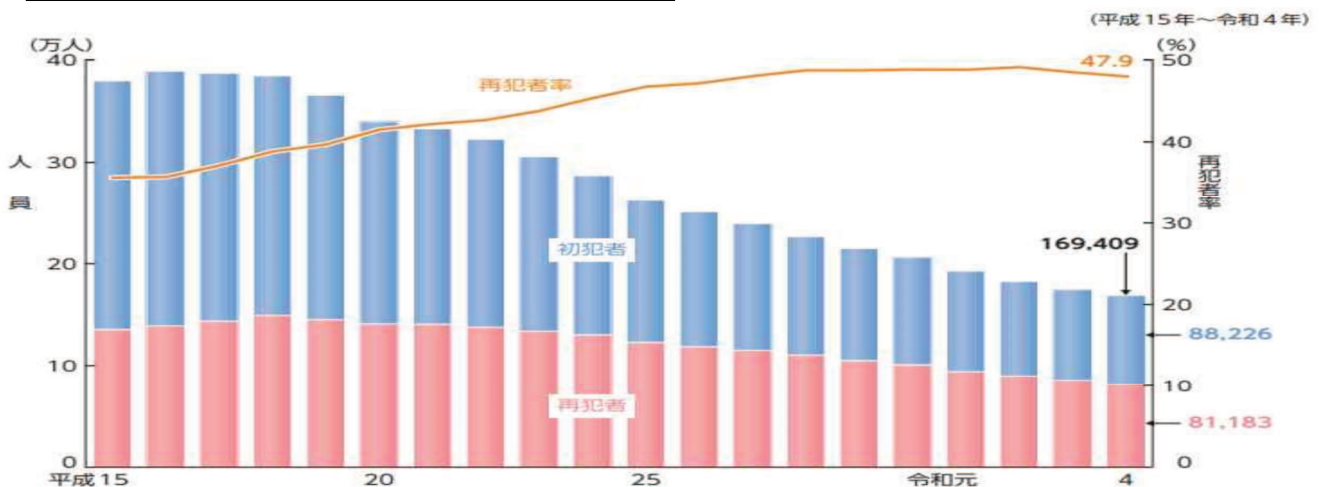
・保護の期間は更生保護施設に準じる。

（1人当たりの平均在所期間は68.2日/令和4年度）

ただし・・・いずれも「一時的」な居住支援

なぜ、刑務所出所者等の居住支援が必要なのか

刑法犯の検挙人員に占める再犯者人員が占める率の推移



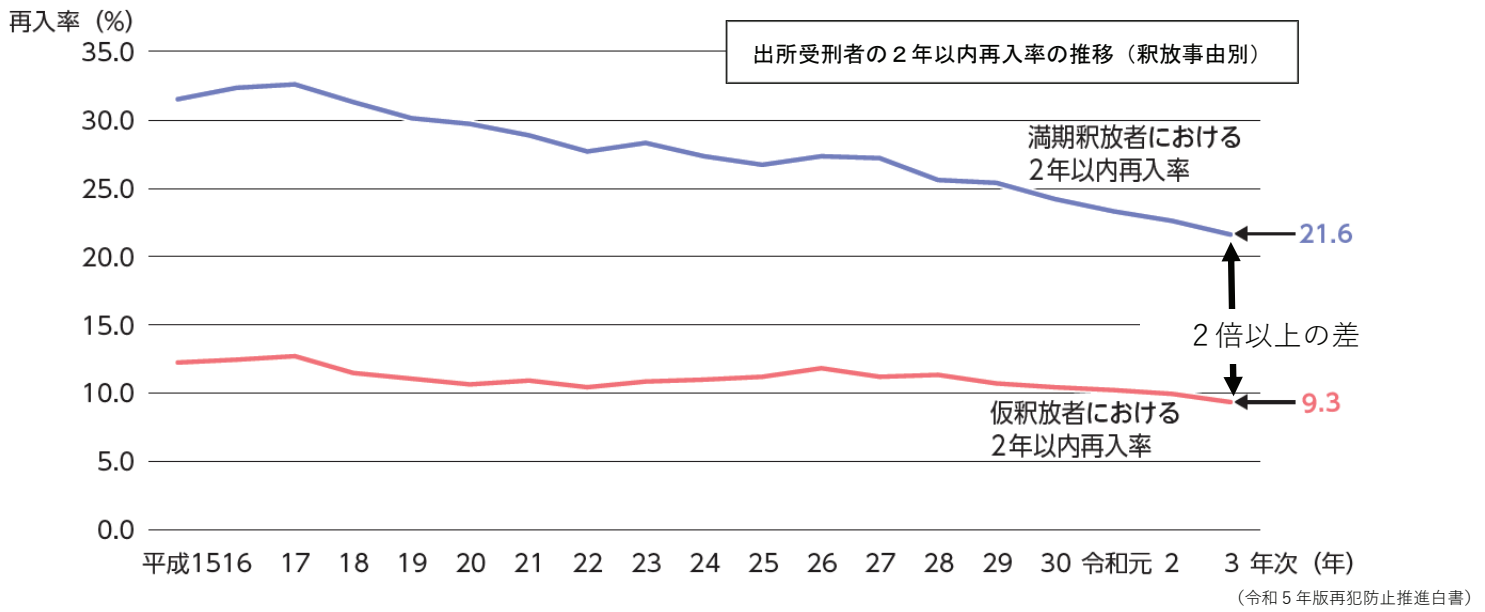
注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

（令和5年度版犯罪白書）

刑法犯検挙人員の約半数が再犯者

満期釈放者の再犯率は仮釈放者と比較して高い現状

※「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再び刑務所に入所した人員の比率のこと。

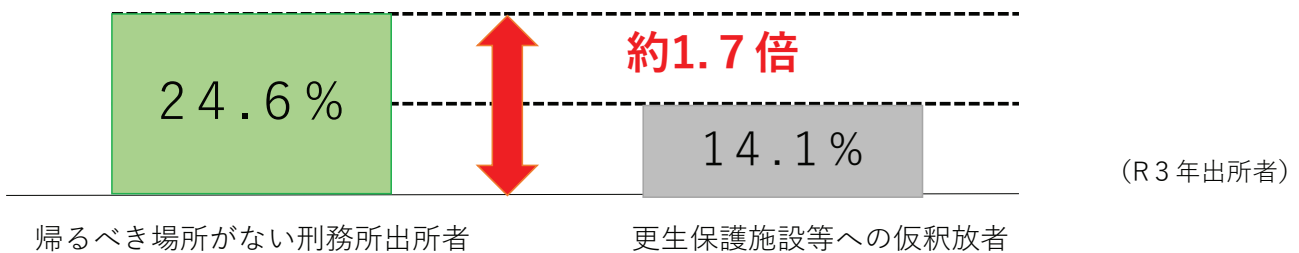


仮釈放者 = 刑期満了の前に仮に釈放された人
残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者 = 刑の執行が終わった人
更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。

帰るべき場所がない刑務所出所者の2年以内再入率は、
更生保護施設等の適切な住まいを確保して仮釈放となった者の約1.7倍

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率

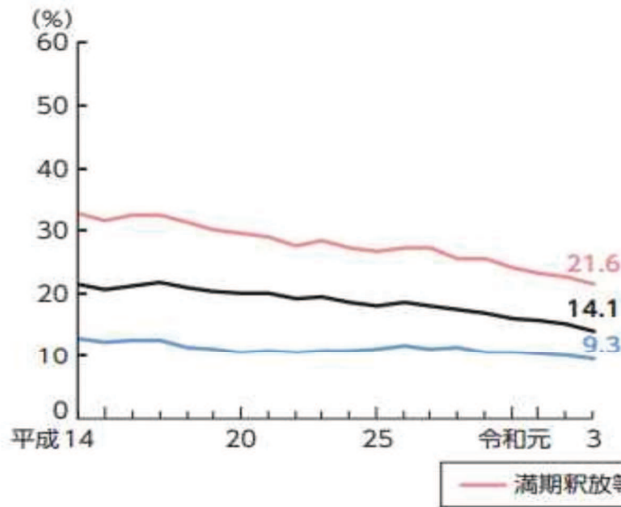


- ・更生保護施設等は、一時的な住居であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保して、自立退所することが求められる。
- ・更生保護施設等に入所した出所者等は、頼ることができる親族等がないことから、自立先（施設退所後の住居）を確保するに当たって様々な困難が生じやすい。
- ・居所（住まい）不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。

出所受刑者の出所事由別再入率の推移

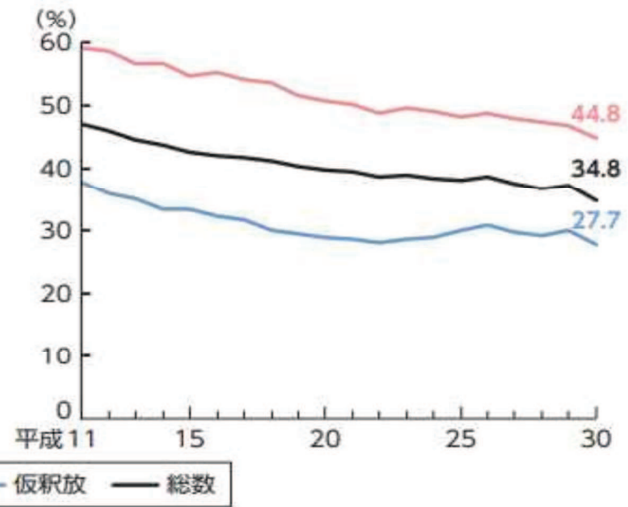
① 2年以内

(平成14年～令和3年)



② 5年以内

(平成11年～30年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

注 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目(翌年)の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

再犯防止に向けた取組

再犯防止推進法と再犯防止推進計画

再犯防止の推進に関する法律（平成28年12月施行）

- ・再犯の防止等に関する施策について、基本的理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの。

※ 住居の確保等（第15条）

再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- ・再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策での基本事項を定めたもの。
- ・計画期間は平成30年度から令和4年度までの5年間。
- ・住居の確保等の具体的な施策として「**地域社会における定住先の確保**」に取り組む。

再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月犯罪対策閣僚会議決定）

- ・満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化の促進、民間協力者の活動の促進
- ・満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実
 - ⇒ **居住支援法人と連携した新たな住まい支援の在り方**を検討

基本的な方向性

- 1 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」の実現
- 2 支援の実効性を高めるための相談拠点及び地域の支援連携拠点（ネットワーク）の構築
- 3 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに国・地方公共団体・民間協力者の連携を構築すること。

<具体的施策>

第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

2. 住居の確保等

③ 地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号22】

法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、居住支援法人との連携を強化し（略）更なる連携の方策を検討する。

また（略）住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに（略）入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。

刑務所出所者等の居住支援における関係施策との連携

住宅セーフティネット制度との連携

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（第2条）

① 低額所得者 ② 被災者 ③ 高齢者 ④ 障害者 ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者

⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（第3条）

⑧ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第八十五条第一項（売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する更生緊急保護を受けている者

居住支援法人との連携

※ 数値はいずれも保護局調査による

◆ 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ・ 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、法務省）及び関係団体で構成
- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

◆ 居住支援協議会への参加（令和4年度：102件）

- ・ 保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度を説明 等

◆ 居住支援法人と連携した事例（令和4年度：148件）

- ・ 更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保（契約手続支援含む）と見守り支援を実施
- ・ 受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の住宅確保、医療機関受診、生活支援等を実施
- ・ 保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、居住支援法人、対象者でケース会議を実施
- ・ 居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法を助言
- ・ 保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に居住支援法人職員を講師として招聘

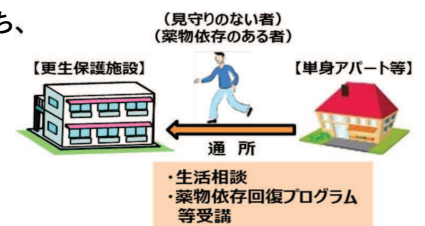
更生保護施設との連携

◆ 更生保護施設によるフォローアップ事業（平成29年度から）

更生保護施設を退所した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、

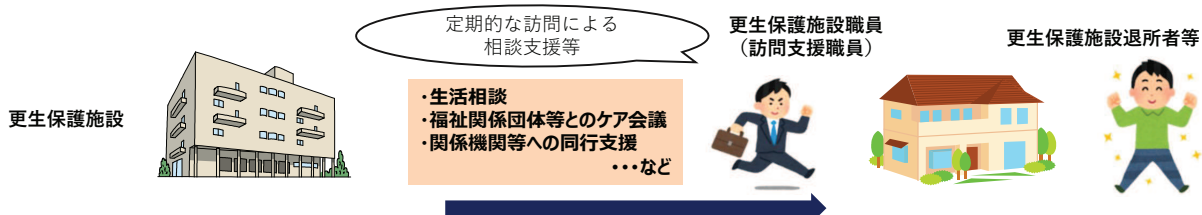
当該**更生保護施設への通所**が可能なものが対象

- 施設職員の面接等による生活相談への対応
- 薬物依存が認められる者に当該施設職員等が薬物依存回復プログラムやグループミーティングを実施



◆ 更生保護施設による訪問支援事業（令和3年度から）

- 更生保護施設に配置された訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問するなど、**継続的な支援**を実施
- **全国11施設**で実施（北海道、栃木県、埼玉県、東京都、京都府、大阪府、岡山県、広島県、福岡県、熊本県）



地域における相談拠点の設置

“息の長い”支援に向けて ～更生保護地域連携拠点事業～

令和5年度予算額
24百万円

満期釈放者など、犯罪や非行の背景にある“生きづらさ”を抱えながらも、
寄り添ってくれる人がおらず、居場所もない人たち。



そのような人たちが、再び、犯罪や非行をしないよう、何かできないでしょうか？

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

＜7つの重点課題とその具体的施策＞

⑥地域による包摂の推進

○更生保護地域連携拠点事業の充実

「更生保護地域連携拠点事業」は、孤立しやすい満期釈放者などが
“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において、

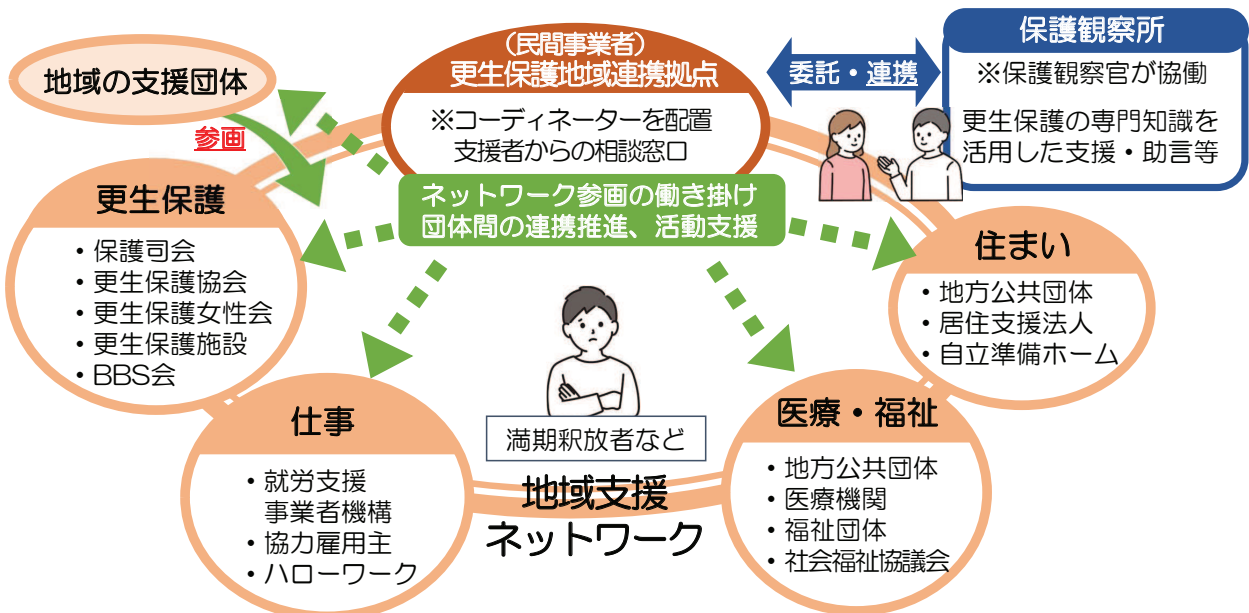
①支援のネットワークづくり ②支援者の後方支援 を行います。

気軽に相談できる場所や居場所作り

支援活動の悩み・困りごとの解消

更生保護地域連携拠点事業

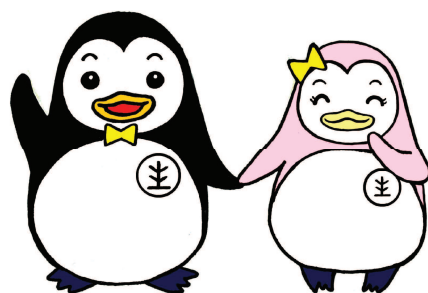
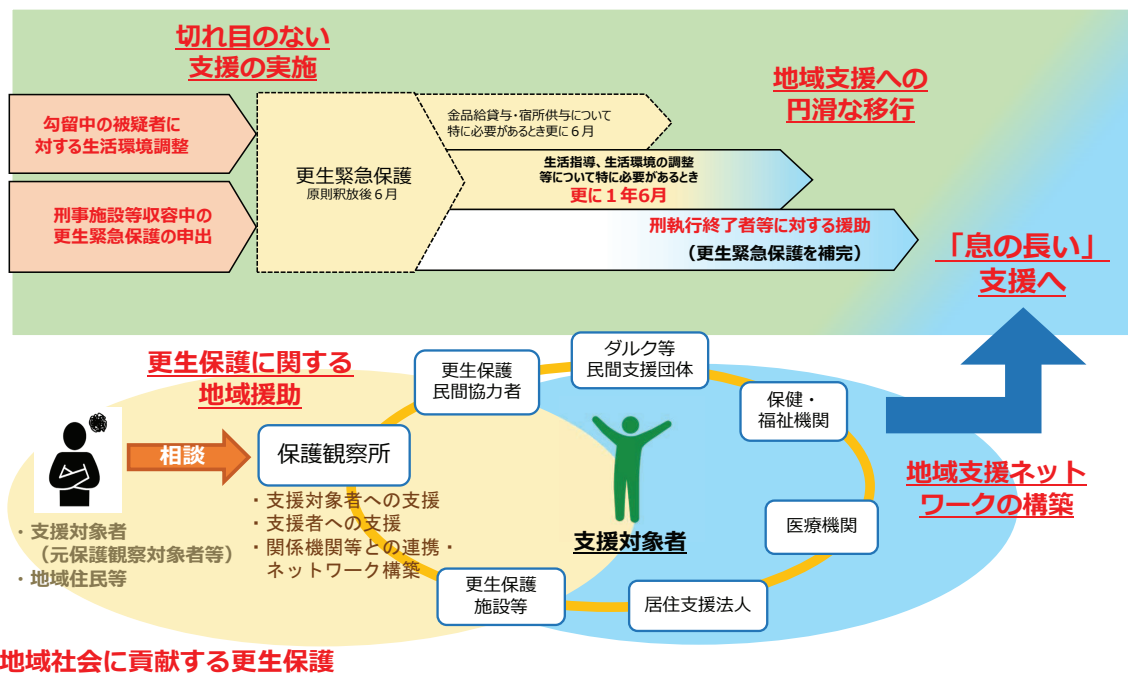
○関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
○令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正

【刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進】



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。